

資産形成ハンドブック

個人での資産形成編



探してみよう。
自分に合った、資産運用の
お得な制度。

はじめに

将来のお金の不安を解消するには「資産を運用すること」が有効です。資産形成を後押ししてくれる制度をしっかりと活用して、賢くお金を増やしましょう。



生きていくうえで欠かせない「お金」。日々の生活費だけでなく、住宅購入や子どもの進学などにかかるお金、リタイア後に年金不足を補うための老後資金など、まとまったお金が必要です。一方、物価上昇率が預金金利を大きく上回り、お金を預けておくだけでは資産が目減りしてしまいます。そのため、資産を増やすには「運用」が欠かせません。国も税制優遇のある「NISA(ニーサ)」や「iDeCo(イデコ)」で個人の資産形成を後押ししています。この2つの制度の内容を知って活用することが、お金を増やすことにつながります。

監修: ファイナンシャル・プランナー/馬養 雅子

個人編 CONTENTS

- 個人編 ① はじめに
- 個人編 ② 税制面でお得な制度を比べてみましょう
- 少額投資非課税制度(NISA)について
- 個人編 ③ NISAとは
- 個人編 ④ NISAの概要
- 個人編 ⑤ NISAの主なポイント
- 個人編 ⑥ つみたて投資枠の活用方法
- 個人編 ⑦ 成長投資枠の活用方法
- 個人編 ⑧ 口座開設の流れ

個人型確定拠出年金(iDeCo)について

- 個人編 ⑨ iDeCoとは
- 個人編 ⑩ iDeCoの主なポイント
- 個人編 ⑪ 加入対象者と掛金の限度額
- 個人編 ⑫ 口座開設の流れ

特別編 CONTENTS

- 特別編 ① 投資で拓く、新たな人生の扉
- 特別編 ② 自分にあった金融商品の選び方

税制面でお得な制度を比べてみましょう

資産を運用するには、金融機関に口座を開けて金融商品を売買します。一般口座は購入できる商品や金額に制限はありませんが、得られた利益に税金がかかります。NISAとiDeCoは購入できる商品や投資できる金額等に制限がありますが、利益は非課税で、iDeCoは購入にかかったお金に対する税制優遇もあります。

Check ✓ 非課税制度とは	NISA		iDeCo	一般口座
	つみたて投資枠	成長投資枠		
年間投資額の上限	120万円	240万円	14万4,000円～81万6,000円 職業、加入している年金の制度により異なる	上限なし
運用期間	無期限		加入から65歳まで 10年間延長可能	制限なし
損益通算	できない		できない	できる
運用できる商品	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託)	上場株式・投資信託等	定期預金 投資信託 保険商品	上場株式・投資信託等
引き出し可能期間	いつでもOK		原則60歳以降	いつでもOK
税制優遇の有無	拠出時	なし	拠出額が全額所得控除され所得税額、住民税額が下がる	
	運用時	運用益が非課税	運用益が非課税	
	受取時	なし	公的年金等控除(分割受取の場合)、または退職所得控除(一括受取の場合)の対象になる	なし

福利厚生の一環として各種制度を導入している企業もあります。気になる方は裏表紙から読み進めてください。

少額投資非課税制度(NISA)について

1 NISAとは



長期・積立・分散投資による資産形成を支援するために、得られた利益を非課税とする制度です。

2014年に資産形成を支援するために生まれたNISA。2024年からは、更に便利に制度が改正。以前より多くのお金を運用できるようになりました。

一般の口座で投資信託等を購入した場合、それを売却したときに得られた利益(売却益)や、保有中に得られた分配金から約20%の税金が差し引かれるので、手取り額が減ってしまいます。一方、金融機関でNISA口座を開設し、そこで投資信託等を購入した場合、売却益や分配金に税金がかかりません。その手取り額が増えるので、資産の増え方が大きくなります。



非課税制度を利用することで、一定範囲内の運用益への課税が免除されます。



NISA口座を利用しない場合

運用益

株式投資信託等の売却益 + 株式投資信託等の分配金

税率 **20.315%** (所得税15.315%、住民税5%)

NISA口座を利用した場合

運用益の税率

0% (年間投資額最大360万円まで)

ご参考

元本100万円を運用して150万円で売却した場合の手取り額は…

NISA口座を利用しない場合

約**40万円**

NISA口座を利用した場合

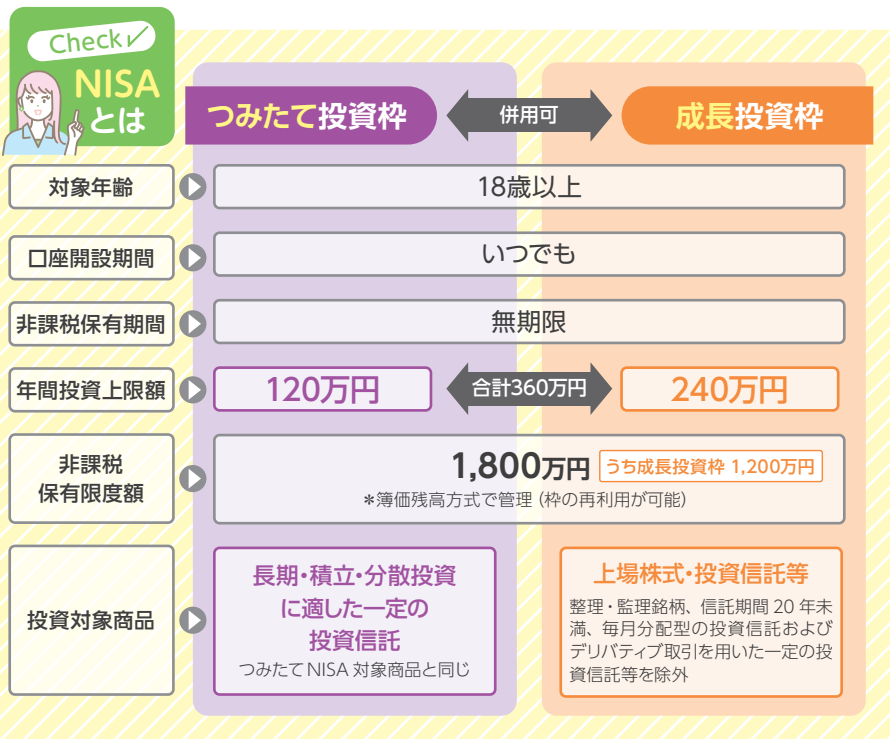
50万円

2 NISAの概要



つみたて投資枠と成長投資枠の2つがあり、それぞれ1年間に投資できる額が決められています。

つみたて投資枠は積立投資専用で、購入できるのは長期投資に適する要件を満たした約250本の投資信託・ETF(上場投資信託)です。成長投資枠はより多くの投資信託のほか上場株式も対象で、積立投資も一括購入も可能です。また、つみたて投資枠と成長投資枠はどちらかを選んだり、併用して使うことも可能です。ご自身の投資スタイルに合わせて検討しましょう。



少額投資非課税制度(NISA)について

3. NISAの主なポイント



18歳以上なら誰でも利用可能で、1人につき最大1,800万円まで非課税で運用できます。

NISAには様々なお得なポイントがあります。口座の開設、金融商品の購入・売却はいつでも可能。生涯にわたって非課税で資産を運用できます。購入可能額は年間最大360万円。非課税保有限度額は1,800万円です。保有している商品を売却して資産額が1,800万円を下回ったら、空いた非課税枠は売却の翌年以降に再利用できます。

Point 1

非課税対象は譲渡金および配当金・分配金

税金がかからない!



Point 2

18歳から始められる

成人年齢引き下げにより、18歳からNISA口座を開設できるようになりました。

Point 3

非課税保有期間は無期限
いつでも売却可能



Point 4

つみたて投資枠・成長投資枠の併用が可能



片方のみの使用も可能です。

Point 5

非課税投資額は年間最大360万円

つみたて投資枠
120万円

+
成長投資枠
240万円

Point 6

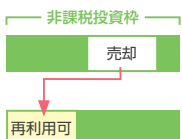
非課税保有限度額1,800万円

総枠1,800万円
うち成長投資枠
1,200万円

1,800万円すべてをつみたて投資枠で利用することも可能です。

Point 7

売却分の枠は翌年、未使用の年間投資枠内で再利用可能



4. つみたて投資枠の活用方法



投資信託を定期的に一定額で積み立て購入すると、値動きが平均化され資産を増やす効果が生まれます。

つみたて投資枠は、同じ投資信託を定期的に一定額で購入していきます(これをドル・コスト平均法といいます)。投資信託の価格は毎日変動しますが、定額購入だと平均購入価格が下がり、資産の増え方が大きくなりやすいといえます。

● 積立で得られる「ドル・コスト平均法」の効果



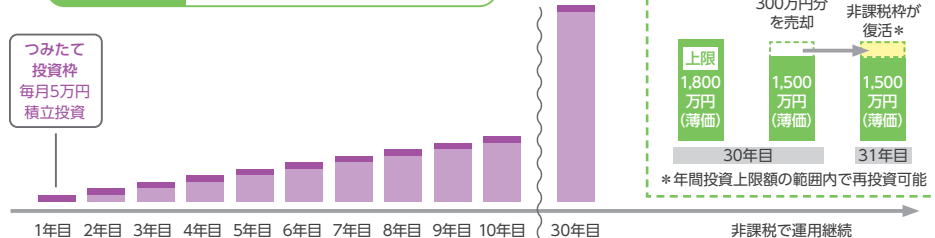
購入金額の合計は同じでも、ドル・コスト平均法を利用した定期積立投資には平均購入単価を引き下げる効果があります。

	1月	2月	3月	4月	合計	平均購入単価
ドル・コスト平均法で毎月一定額(10,000円)を購入	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	40,000円	9,205円
毎月一定口数(10,000口)を購入	10,000口	10,000口	10,000口	10,000口	40,000口	10,000円

* 上記は運用のイメージです。実際の運用によっては損失を被る可能性があります。

● つみたて投資枠の活用例

パターン① 年間60万円×30年プラン



* 上記はイメージです * 1,800万円の投資額に運用損益は含まれません。

少額投資非課税制度(NISA)について

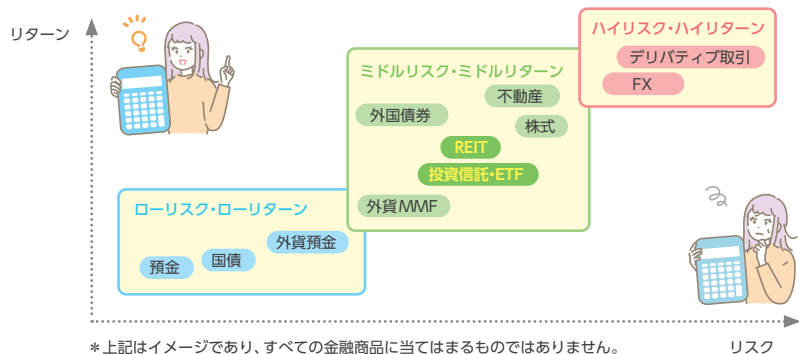
5. 成長投資枠の活用方法



投資できる商品の数・種類が多いので、どのくらいのリスクが取れるかに応じて投資対象を選びましょう。

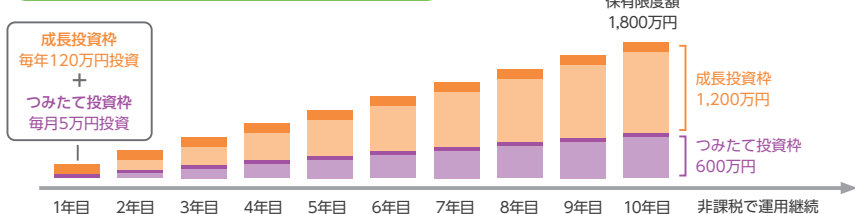
成長投資枠では、様々なタイプの投資信託や上場株式が購入できます。投資対象ごとにリスクとリターンが異なるので、投資の目的や投資できる期間などに応じて利用する商品を選び、積立か一括投資かを考えます。

● 資産運用種類別「リターンとリスク」マップ



● 運用パターン

パターン② 年間180万円×10年プラン



* 上記はイメージです * 1,800万円の投資額に運用損益は含まれません。

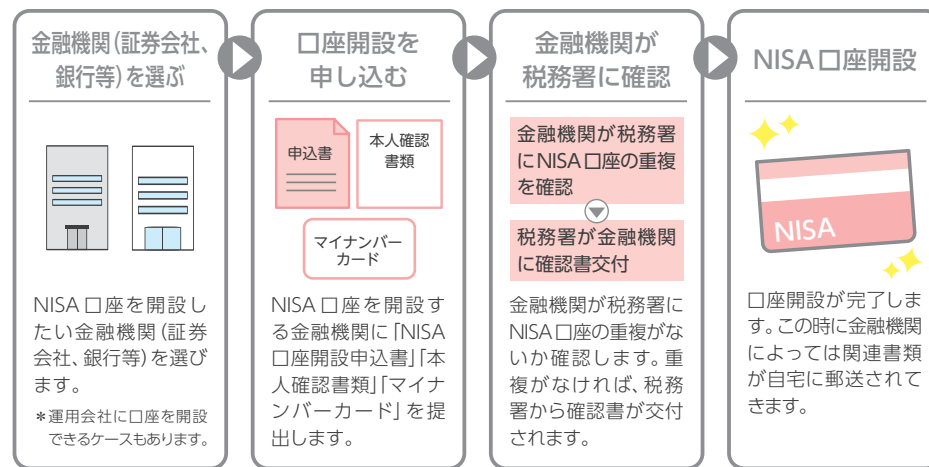
6. 口座開設の流れ



パソコンやスマホから手続きすれば、書類の記入や郵送などをしなくても口座を開設できます。

NISA口座を開設するには金融機関に「NISA口座開設申込書」「本人確認書類」などを提出します。金融機関によっては、サイトにアクセスして必要事項を入力し、本人確認書類をアップロードするだけで簡単に手続きできます。

● NISA口座開設までの流れ



教えて! NISA



Q. 成長投資枠とつみたて投資枠を別々の金融機関で利用できますか?

A. NISA口座は1人が1つの金融機関に1つだけ開設できます。従って、成長投資枠とつみたて投資枠を異なる金融機関で利用することはできません。

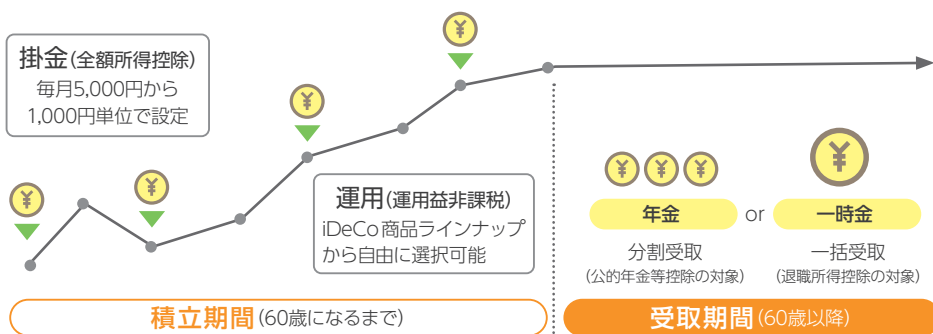
個人型確定拠出年金 (iDeCo) について

1 iDeCoとは



毎月一定額で積立投資をして「自分年金」をつくり、60歳以降に受け取る仕組みです。

iDeCo は金融機関に口座を開設して加入者となり、毎月決まった額の掛金を払って(拠出して)投資信託等を積立購入し、運用していきます。積み立てた資産は、60歳以降に年金または一時金で受け取れるので、老後に向けた資産形成に役立ちます。



POINT! 10年未満の加入期間に
注意しましょう!

iDeCoの通算の加入期間が10年未満の場合は、加入期間に応じて右の図のように受取開始年齢が繰り下がります。

例えば、53歳から60歳になるまでにiDeCoに加入したケースだと、加入期間は6年以上8年未満となり、受取開始は62歳からとなります。

iDeCoの老齢給付金受給開始年齢

通算加入者等期間	受給開始年齢
10年以上	満60歳
8年以上10年未満	満61歳
6年以上8年未満	満62歳
4年以上6年未満	満63歳
2年以上4年未満	満64歳
1ヵ月以上2年未満	満65歳

*通算加入者等期間を有さない60歳以上の方が新規に加入した場合は、加入日から5年を経過した日以降から老齢給付金の受取りが可能となります。

iDeCoは、原則60歳以降でないと引き出せません。

老後に向けて計画的に資金を準備する制度です。60歳まで引き出せないことをメリットと考えましょう。

2 iDeCoの主なポイント



運用益が非課税で、掛金を支払ったときや年金・一時金の受取時にも税制優遇があります。

iDeCoは国民年金・厚生年金の加入者であればいつでも加入でき、60歳になるまで積立投資を行います。運用で得られた利益に税金がかからないだけでなく、1年間に支払った掛金額を所得から差し引くことができるので、その分、所得税や住民税の負担が軽くなります。積み立てた資産を引き出せるのは60歳から75歳になるまでの間で、その際にも税制の優遇があります。60歳になるまでは引き出しや脱退ができない点には注意が必要です。

Point 1

国民年金・厚生年金の被保険者であればいつでも加入でき
60歳まで
積立投資ができる

*一定の条件を満たせば60~65歳の間も積立可能。

Point 2

掛金は加入者により年額
14.4~81.6万円



Point 3

掛金は全額所得控除の対象になる

課税所得

掛金 課税所得

Point 4

運用益はすべて非課税対象

TAX FREE

Point 5

受取時にも税制優遇



Point 6

原則60歳になるまで中途の脱退・引き出し不可



個人型確定拠出年金 (iDeCo) について

3 加入対象者と掛金の限度額



職業 (国民年金の被保険者区分) や勤務先の企業年金によって掛金額の上限が異なります。

iDeCoの掛金額は月5,000円以上1,000円単位。下の図のように国民年金の被保険者区分や勤務先の企業年金の有無・種類によって限度額が設けられていて、加入者はその範囲内で掛金額を決めます。

● iDeCoの位置づけと拠出限度額

対象者	第1号被保険者 自営業・学生・無職 任意加入被保険者等	第2号被保険者 会社員・公務員等	第3号被保険者 専業主婦(夫)等
3階 私的年金	国民年金基金 + iDeCo 月額6.8万円 (年額81.6万円) 国民年金基金の掛金 または国民年金の 付加保険料との合算	iDeCo*1 月額 2.3万円 (年額 27.6万円)	iDeCo*2 月額 2万円 (年額 24万円) *4 企業型 確定拠出 年金 月額 5.5万円 (年額 66万円)
2階 公的年金	—	厚生年金保険	DB等他制度*3
1階 公的年金	国民年金(基礎年金)		

*1 拠出限度額は加入者掛金の額と中小事業主掛金の額の合計で判定します(中小事業主掛金の拠出有無については、勤務先により異なります)。
 *2 企業型確定拠出年金(企業型DC)と同時に加入する場合、iDeCoの拠出限度額は確定拠出年金の拠出限度額から各月の企業型DCの事業主掛金額を差し引いた額になります。
 *3 DB等他制度とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済、公務員の年金払い退職給付を指します。
 *4 企業型DCの加入者掛金の拠出(マッチング拠出)をしている場合は加入できません。

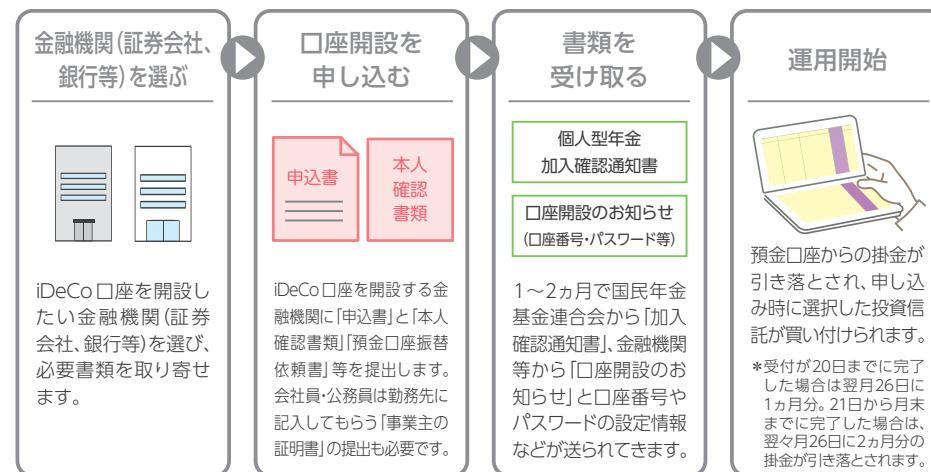
4 口座開設の流れ



申込書類を取り寄せ、必要事項を記入して返送すると、1~2ヵ月で口座が開設されます。

口座を開設する金融機関を選び、窓口、コールセンター、ホームページなどから申し込み、必要書類を取り寄せます。書類が届いたら必要事項を記入し、本人確認書類等とともに返送します。

● iDeCo 口座開設までの流れ



iDeCo 口座を開設したい金融機関(証券会社、銀行等)を選び、必要書類を取り寄せます。

iDeCo 口座を開設する金融機関に「申込書」と「本人確認書類」「預金口座振替依頼書」等を提出します。会社員・公務員は勤務先に記入してもらった「事業主の証明書」の提出も必要です。

1~2ヵ月で国民年金基金連合会から「加入確認通知書」、金融機関等から「口座開設のお知らせ(口座番号・パスワード等)」が送られてきます。

預金口座からの掛金が引き落とされ、申し込み時に選択した投資信託が買い付けられます。
 *受付が20日までに完了した場合は翌月26日に1ヵ月分。21日から月末までに完了した場合は、翌々月26日に2ヵ月分の掛金が引き落とされます。

教えて!
iDeCo



Q. 運用途中で商品を変更することはできるの?

A. 変更できます。Aという商品の積み立てをやめてBという商品の積み立てに変えるほか、それまで積み立てたAの全部または一部を売却してBを購入する「スイッチング」も可能です。



「投資で拓く、

一歩ずつでも確実に。

新たな人生の扉」

あなたの未来を築こう

1

投資の世界へようこそ

「預金だけだと将来が不安…」、そのような悩みを感じてはいませんか？実は世の中には預金以外の金融商品がたくさんあって、価格が変動するのが当たり前。変動があるからこそ、リターンも期待できるのです。値動きのある金融商品への投資に踏み出せば、経済的なゆとりという宝物に出会えます。

長い人生を豊かに過ごすには「できる限り長く働いて収入を得ること」と「投資によってお金に働いてもらうこと」の2つが大切です。



2

成功への戦略

まずは何のために投資をするのか、目的を決めて、どれくらいの時間をかけるか計画を立てましょう。リスクを抑えながら投資の成果を上げるには、一定額で定期的に金融商品を購入する「積立投資」を長期間続けていくことがカギ。種類の異なる金融商品に分散して投資することも重要です。

投資で資産形成をするときに覚えておきたいキーワードは「長期」「積立」「分散」の3つです。

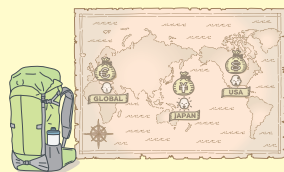


3

色々選べる投資の道

旅行の手段は車、電車、飛行機などで安心感、金額、速さが変わるように、投資も投資対象や投資方法によって性質が大きく変わります。投資にはリスクがつきもの。リスクとは「不確実性」のことで、値動きの大きさ以外にも様々なリスクがあります。でも「どの金融商品に、いつ、どのようなリスクがあるか」は予測が可能です。リスクが予測できれば、それを抑える方法もわかります。

「期待リターンが高いとリスクも高く、リスクが低ければ期待リターンも低い」は、どの金融商品にも当てはまります。



4

新たな世界を切り拓く

少額での積立投資で成果が得られるまでには10年以上かかると言われています。ですから早く始めるのがおすすめ。一度手続きをすれば、あとは自動的にお金が働いてくれます。投資した商品の目先の値動きを気にする必要もありません。

積立投資は豊かな未来をもたらし、人生の可能性を広げてくれます。





自分にあった金融

商品の選び方



NISAのつみたて投資枠で利用できるのは長期投資に適した投資信託とETF。現在約250本あり、どれを利用できるかは金融機関で異なります。成長投資枠ではつみたて投資枠の対象商品のほか、より多くの投資信託や上場株式が利用可能です。iDeCoは元本確保型の商品も対象となります。

投資信託は「どこ」の「何」に投資するかによってリスク(値動きの大きさ)の度合いが異なります。比較すると、リスクが高いのは「日本の資産」より「海外の資産」、「債券」より「株」といえます。どの程度のリスクなら許容できるかを考え、自分の投資スタイルに合わせて資産を組み合わせるとよいでしょう。

各制度で利用できる金融商品

NISA(つみたて投資枠)

金融庁が定めた一定の要件を満たした①インデックス型の投資信託 ②アクティブ型の投資信託 ③ETF(上場投資信託)のうち、運用会社が金融庁に届け出たもの。

POINT 要件のポイント

- 信託期間が無期限または20年以上であること
 - 毎月分配でないこと
 - 投資信託の販売手数料はゼロ(ノーロード)/ETFは販売手数料が1.25%以下
 - 運用管理費用(信託報酬)が一定以下
 - ①インデックス型投資信託/国内資産に投資するもの:0.5%以下 ・海外資産に投資するもの:0.75%以下
 - ②アクティブ型投資信託/国内資産に投資するもの:1.0%以下 ・海外資産に投資するもの:1.5%以下
 - ③ETF/国内取引所に上場しているもの:0.25% ・外国取引所に上場しているもの:0.25%以下
 - ヘッジ等の目的を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと
- * 信託報酬は税抜き



つみたて投資枠の対象商品(つみたてNISA対象商品と同じ)は金融庁のNISAサイトに公表されています。
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/target/index.html>



NISA(成長投資枠)

- ①上場株式(整理・監理銘柄を除く)
- ②投資信託等(信託期間が20年未満・高レバレッジ型・毎月分配型を除く)

成長投資枠の対象商品は投資信託協会のHPに公表されています。
https://www.toushin.or.jp/static/NISA_growth_productsList/



iDeCo/企業型DC/iDeCo+

運営管理機関が選定した①定期預金・保険など元本確保型の商品 ②投資信託等

どうやって選べばいい?

運用に対する考え方や運用期間などによって運用スタイルは変わります。どれくらいのリスク(値動きのブレ幅)なら選択できるかチェックしましょう。

タイプ別診断

●20~30代 資産形成世代



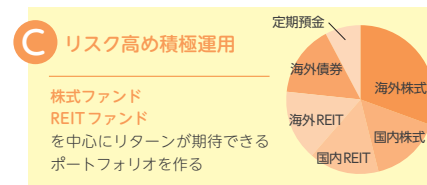
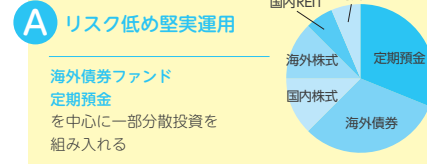
- A 投資初心者なので、リスクを抑えたい
- B 5年後の成果を目指して、リスクをバランスよく取っていききたい
- C 将来に向けて、リスクを取っても大きなリターンを狙いたい

●40~50代 セカンドライフ準備世代



- A リスクを抑えて、堅実な運用をしたい
- B 老後資金を考えて、バランスよくリスクを取っていききたい
- C 余裕資金で投資し、リスクを取りながら大きなリターンを狙いたい

ポートフォリオの一例

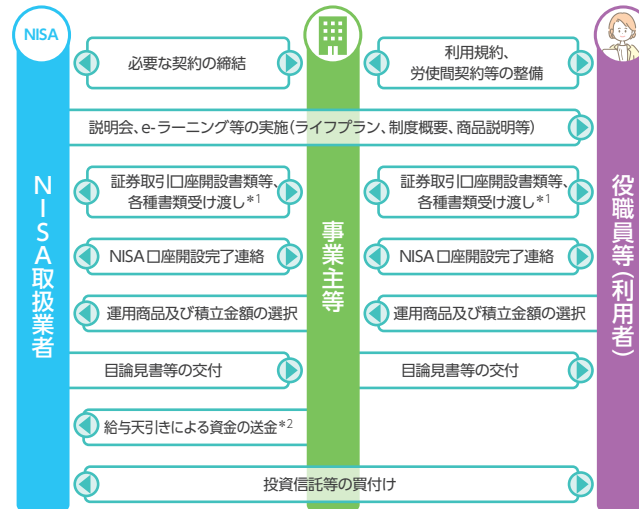


1 制度の概要・仕組み

従業員の資産形成のために、NISAを始めのきつかけを事業主が作り、利用を支援しています。

資産運用の必要性を感じていても、始めるきつかけをつかめない人は少なくありません。そこで、事業主が従業員に運用のきつかけを提供するのが「職場つみたてNISA」です。

事業主はNISAを扱う金融機関と契約します。従業員は事業主を通してNISA口座を開きます。自分自身で投資する商品を選び、定期的に一定額で積立投資を行うことで、税制優遇を受けながら資産を運用することができます。



*1 書類の交付・受入は、事業主等を介さず、NISA取扱業者と利用者との間で直接行うことも考えられます。

*2 給与および賞与から天引きの方法による拠出のほか、利用者の証券口座、預貯金口座からの引き落としの方法による拠出も考えられます。

● 事業主・制度導入を検討している方へ

職場つみたてNISAは、職場において従業員等の自助努力による資産形成を支援し、福利厚生の増進を図ることが目的です。職場つみたてNISAを扱う金融機関は、NISA推進・連絡協議会が定めたガイドラインに従わなければなりません。



2 メリット

少額から長期的な資産形成ができ、
お金の投資に関する情報提供も受けられます。

NISAは、長期投資に適した投資信託の中から投資対象を選び、少額で積立投資を行うことで、資産づくりをする仕組みです。運用で得られた利益に税金がかからないので、資産を増やす効果が高いといえます。

職場つみたてNISAはそれに加えて、給与天引きあるいは口座振替で自動的に積立投資ができ、金融機関のセミナーやポータルサイトで投資などについて学べるメリットがあります。



職場つみたてNISA取扱業者から**金融や投資に関する情報提供**を受けられます。



積み立てたお金は**自由に引き出し**できます。引き出したお金の用途制限はありません。



少額から積立できます。給与天引きや口座引き落とし等、自動で定期購入が可能です。



ドル・コスト平均法で毎月積み立てることにより、**リスク低減効果**が期待できます。



積み立てた投資信託等の売買益や分配金が**非課税**になります。

● 事業主・制度導入を検討している方へ

職場つみたてNISAでは、事業主が複数の金融機関と契約を締結することが可能で、従業員は多様な選択肢の中から、自分が利用する金融機関を選択することができます。



2 加入対象者と拠出限度額

比較項目	企業型 DC	iDeCo+	
加入対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●企業型DC実施事業所に雇用されている厚生年金被保険者(第1号・第4号厚生年金被保険者) ●原則全員加入 ●一部の職種等への適用可能 ●規約で定める必要あり ●事業主・役員加入も加入対象 	<p>第1号厚生年金被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則iDeCo加入者全員適用 ●一部の職種等への適用可能 ●事業主・役員も加入対象 	
掛金設計	<ul style="list-style-type: none"> ●定額・給与比例・ポイント制等による掛金算定が可能 ●年単位で拠出可能 	<ul style="list-style-type: none"> ●定額制(5,000円以上1,000円単位) ●年単位での拠出可能 	
他制度との併用	併用に関する制約なし(規約に定めることでiDeCo併用可。ただし、拠出限度額に影響する)	企業型DC・確定給付企業年金・厚生年金基金との併用不可	
拠出限度額・拠出ルール	事業主掛金	<ul style="list-style-type: none"> ●他の企業年金なし 限度額/年66万円(加入者掛金との合計額) ●他の企業年金あり 限度額/年33万円(加入者掛金との合計額) 	<ul style="list-style-type: none"> ●限度額/年27.6万円(月2.3万円)(加入者掛金との合計) ●事業主掛金単独で最低/年1.2万円(月1,000円)以上の拠出が必要 ●1,000円単位 ●加入者掛金との合計で最低/年6.0万円(月5,000円)以上の拠出が必要 ●加入者掛金の拠出がないと中小事業主掛金の拠出は不可
	加入者掛金	以下の制約の範囲内で拠出可能 <ul style="list-style-type: none"> ●事業主掛金との合計額で拠出限度額を超過しないこと ●事業主掛金を超過しないこと ●給与天引きとする 	<ul style="list-style-type: none"> ●限度額/年27.6万円(月2.3万円)(事業主掛金との合計) ●加入者掛金単独で最低/年1.2万円(月1,000円)の拠出が必要 ●1,000円単位 ●事業主掛金との合計で最低/年6.0万円(月5,000円)以上の拠出が必要 ●給与天引きとする
	iDeCo加入者とならない者	企業型DCの加入者掛金の拠出(マッチング拠出)をしている場合	中小事業主掛金を拠出できない(差別扱いにならず)

● 事業主・制度導入を検討している方へ

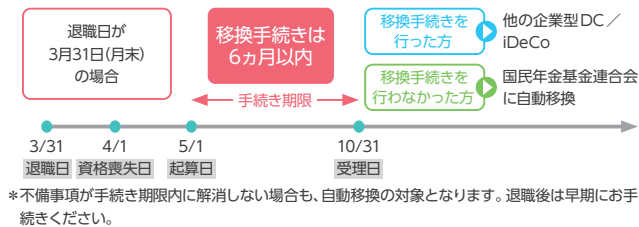
iDeCo+を導入できる事業所の従業員要件は、従来は100人以下でしたが、2020年10月から300人以下に拡大されています。同一の事業主が事業所を複数経営している場合は、全従業員の合計が300人以下となります。

3 離職・転職時の注意点

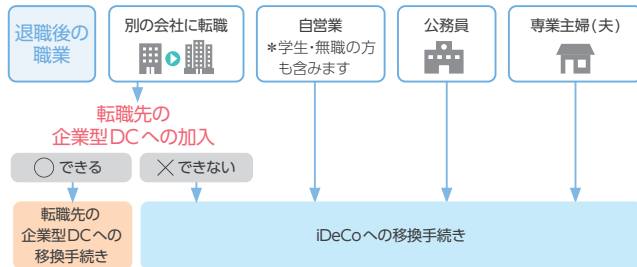
確定拠出年金は持ち運びできるポータビリティが特徴。ただし、移換の手続きは忘れずに。

企業型DCの加入者が転職したり、退職してフリーランスになったりした場合、積み立てた資産は転職先の企業型DCやiDeCoに移換して、運用を継続することができます。

ただし、退職日から6カ月以内に移換手続きをしなければなりません。それを過ぎると資産は国民年金基金連合会に自動的に移換され、運用がされないまま管理手数料だけが差し引かれることになるので、早めに手続きをすることが大切です。

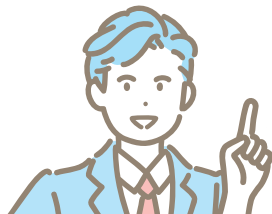


ご自身の状況に合わせて、どのような手続きが必要か確認してみましょう。



● 事業主・制度導入を検討している方へ

従業員のiDeCo加入にあたり、事業主は国民年金基金連合会に事業所登録を行い、「事業主証明書」に必要事項を記入して従業員に渡します。加入者が掛金の事業主払込みを希望する場合は、事業主が連合会に掛金を納付します。



勤務先が従業員の資産運用を後押しする制度を導入しているなら、それを上手に活用することが資産づくりの効率アップにつながります。



かつて社会人のお給料やボーナスは、年齢とともに右肩上がりが増えました。でも今はそうではありません。そのうえ、銀行にお金を預けてもわずかな利息しか受け取れない状況です。お金を増やして経済的なゆとりを得るには、一人ひとりが資産を運用していかなければなりません。

どのように運用を始めたらいいかわからないという人は、勤務先に従業員の資産づくりを支援する制度があるかどうかを確認してください。制度があるなら、利用しないのはもったいない！まずはどんな仕組みなのかを知るところから始めて、運用の第一歩を踏み出しましょう。

1 制度の概要・メリット

確定拠出年金(DC)には「企業型」と「個人型」iDeCo+があります。企業型DCは事業主が金融機関と契約し、掛金を全額拠出して、それを加入者である従業員が運用します。iDeCo+は企業年金制度のない中小企業向けで、従業員が加入して運用しているiDeCo+に、事業主が掛金を上乗せします。このように、従業員が事業主の援助を受けながら非課税で資産を運用することができる仕組みです。

確定拠出年金の掛金を、事業主が全額負担するのがiDeCo+です。DC、一部を負担するのが企業型



iDeCo+のメリット



従業員300名以下の中小企業が対象



iDeCo加入者の掛金に事業主の掛金を上乗せできる!

中小企業の事業主が、iDeCo+に加入している従業員の掛金に上乗せして掛金を拠出する。

企業型DCのメリット



従業員数の定めなし



積み立てる掛金が非課税になる!

企業が掛金を毎月積み立て(拠出し、従業員(加入者)が年金資産の運用を行う。

企業型DCは、制度に加入する

主体が事業主、iDeCo+は個人が主体となります。

● 事業主・制度導入を検討している方へ

「企業型DC」と「iDeCo+」は掛金を拠出した時点で企業の負担は確定し、積立不足は発生しません。また、事業主が拠出した掛金は全額損金に算入されるため、節税効果があります。

職域編 CONTENTS

企業型DCとiDeCo+について

- 職域編 ① はじめに
- 職域編 ② 制度の概要・メリット
- 職域編 ③ 加入対象者と拠出限度額
- 職域編 ④ 離職・転職時の注意点

職場つみたてNISAについて

- 職域編 ⑤ 制度の概要・仕組み
- 職域編 ⑥ メリット

PROFILE プロフィール

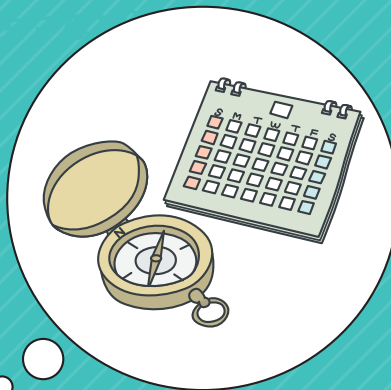
馬養 雅子 まがい まさこ

千葉大学人文学部卒業。法律雑誌の編集部勤務、フリー編集者を経て、2000年にCFP(サーティファイド・ファイナンシャル・プランナー)の資格を取得。「お金のアドバイザー」として個人向けコンサルティングや講演を行うほか、新聞・雑誌・WEBにマネー関連記事を執筆している。

資産形成ハンドブック

職場での資産形成編

試してみよう。
職場でつかえる、資産運用の
お得な制度。



●このガイドブックは、投資信託協会が投資信託に関する知識および実践的な投資知識の普及啓発を目的として作成したものであり、特定の商品の売買の勧誘を目的としているものではありません。 ●金融商品をご購入の際は、商品性質や取引の仕組み、リスクや費用などを十分にご理解いただいたうえ、ご自身の判断と責任に基づきご対応ください。 ●このガイドブックに掲載された情報を利用することで生じるいかなる損害（直接的、間接的を問わず）についても一般社団法人投資信託協会が責任を負うものではありません。 ●2023年9月現在の情報に基づいて作成しております。今後法律改正や制度変更が行われた場合、内容が変更になる可能性があります。